

令和3年9月議会一般質問議事録(20210907)

「児童生徒の性の多様性に対するきめ細やかな対応について」

◆中島章二(10番) [登壇]

児童生徒の性の多様性に対するきめ細やかな対応についてですが、文部科学省から教職員向けに平成27年7月30日、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」が通知されています。

この通知の背景として、性同一性障がいに関しては社会生活上様々な問題を抱えている状況であり、その治療の効果を高め、社会的な不利益を解消するため、平成15年、「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が議員立法により制定され、学校における性同一性障がいに係る児童生徒への支援についての社会の関心も高まり、その対応が求められるようになってきました。

こうした中、文部科学省では平成22年、「児童生徒が抱える問題に対する教育相談の徹底について」を发出し、性同一性障がいに係る児童生徒については、その心情等に十分配慮した対応が要請されました。また、平成26年には、その後の学校における対応の状況を調査し、様々な配慮の実例が確認されています。

このような経緯の下、この通知では、性同一性障がいに係る児童生徒についてのきめ細やかな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等がまとめられています。

この中では、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障がいに係る児童生徒だけではなく、いわゆる性的マイノリティーとされる児童生徒全般に共通するものであることが明らかにされています。これらについては、平成24年8月、閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえ、「教職員の適切な理解を促進することが必要です」とあります。

そこで、学校において性の多様性についての児童生徒の学ぶ機会と教職員の学ぶ機会はどのように行っているのかお聞かせください。

また、さきの通知に、学校生活の各場面での支援についての参考例が挙げられています。このような事例を活用し、支援を行うため、校務分掌や個人の教職員の対応だけではなく、チーム学校というような体制をつくる必要があるかと考えますが、どのような支援体制を取っているのかお答えください。

最後に、教育委員会として子供たちへ支援する方策、そして教職員への支援策についてはどのように考えているのかお聞かせください。

教育長(三笥眞治郎君) [登壇]

私からは、児童生徒の性の多様性に対するきめ細やかな対応に関し、性の多様性についての学びの機会、学校生活の各場面での支援、教育委員会が行う支援の3点についてお答えします。

議員お尋ねにございます性の多様性につきましては、性の在り方は生物学的な性である体の性、自分の性をどのように認識しているかという性自認、どんな性の人を好きになるかという性的指向、社会生活の中で表現する性である性別表現などの要素が組み合わさって、人それぞれ異なり、多

様であることを表現するものでございます。

そこで、議員お尋ねの1点目でございます性の多様性についての学びの機会についてでございます。

児童生徒の学ぶ機会としまして、中学校3年生の特別の教科・道徳の教科書の中に様々な性が位置づけられており、性的指向、性自認などや互いを尊重し自分らしく生きることについて学習を行っております。

また、中学校社会科公民分野の人権と共生社会において、性の多様性の理解や尊重についての学習や、中学校技術家庭科の家庭分野の多様な人々が暮らす地域において、LGBTに関する新聞記事の内容について学習を行っております。

さらに、生徒の発達段階や学習状況に応じ、人権学習ゲストティーチャーとして当事者の方を招いて、性の多様性の理解と自他を尊重することの大切さについて人権学習を行った事例もございます。

また、教職員の学ぶ機会としましては、市教委主催の日田市人権教育研修講座において、当事者の方の講演による研修を実施することをはじめ、各小中学校において市教委が作成した資料を活用した校内教職員人権研修などを実施しております。

次に、2点目の学校生活の各場面での支援についてでございます。

性自認に関する悩みを持つ児童生徒につきましては、平成28年度に文部科学省が教職員向けに示している資料「性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」に掲載されている支援事例を参考に、まずは児童生徒本人やその保護者と十分に話し合い、学校生活における支援について教職員間で共通理解を図りながらきめ細かな支援を行うこととしております。そのため、児童生徒や保護者には、悩んでいることを教職員に遠慮なく相談するようにお知らせするとともに、寄せられた相談については管理職や人権教育主任、学級担任、養護教諭を含めた複数の教職員で構成されます校内人権教育推進会議において組織的に対応できる体制を整えております。

最後に、3点目の教育委員会が行う支援についてでございます。

初めに、児童生徒への支援といたしましては、児童生徒本人や保護者の悩みや不安を解消するため、各学校が関係機関と連携しながら組織的に対応できるよう助言を行ってまいります。

そして、教職員への支援といたしましては、当事者である児童生徒が安心して学校で過ごすことができるためには、まず、教職員が正しい理解を深め、適切な行動を取ることが必要でありますことから、教職員に対し、正しい知識と理解を基にした児童生徒への支援の在り方に関する研修や情報提供を行ってまいります。